

じん肺及びアスベスト関連疾患に関する労使協定書（抜粋）

1. 本協定の対象者

会社に雇用されている社員及び退職した社員。

ただし、健康診断については、社員以外の直接雇用のパート及び嘱託・臨時従業員も含む。

2. 健康診断

(1) 目的

じん肺及びアスベスト関連疾患（以下「じん肺等」という）を早期に発見することを目的とする。

(2) 対象者

明らかにアスベスト曝露を受けていない者または各事業所でアスベストの使用をやめた時期以降に入社した者を除いた上で、次に掲げる者を対象とする。

- ①健康診断を希望する社員、または5年以上在籍している直接雇用のパート及び嘱託・臨時従業員。
- ②上記①の退職者（5年以上在籍した者に限る）

(3) 回数

在職中の者は年2回、退職者については年1回とする。

(4) 内容

胸部X線直接撮影でのフィルム読影により、じん肺等の健康診断を実施する。

(5) 医療機関（医師）の選定

- ①健康診断は原則として会社が選定した医療機関が各事業所内で実施する。ただし、対象者本人が他の医療機関で受診を希望する場合、会社はそれを認める。
- ②在職中の対象者に対して、会社は健康診断に必要な時間供与および費用を合理的範囲で負担する。
- ③退職した対象者については、時間供与及び交通費は負担しない。ただし、健康診断結果が有所見の場合の二次健診や精密検査についての費用及び交通費は会社が負担する。
- ④会社が選定した医療機関以外の医療機関で受診した場合には、その医療機関が発行する健康診断結果票を速やかに会社に提出するものとする。

(6) 健康診断結果の報告

会社は健康診断結果について、受診者本人に個別に連絡するとともに、全体の結果を各事業所安全衛生委員会で報告する。

3. じん肺管理区分申請、健康管理手帳交付申請、労災申請

(1) 有所見者への対応

健康診断の結果、じん肺管理区分申請、健康管理手帳交付申請または労災申請が必

要であるという所見が認められた場合、会社は本人の作業歴及び粉じん曝露の経過について速やかに事実関係を調査し確認したことを証明するとともに、各事業所を所管する官庁に申請または申請のための協力をする。

(2) 認定を受けた者への対応

所管する官庁からじん肺管理区分または労災保険支給などの決定を受けた者に対して、会社は誠意を持って、適切に対応する。

4. じん肺等に関する社内補償ルール

(1) 適用対象者

会社に雇用されている社員及び退職した社員で、各事業所を所管する官庁(労働局・労働基準監督署)から、粉じん作業または石綿関連作業に従事したことを原因として、じん肺と決定された者または業務上疾病の決定を受けた者に対して、会社は次に掲げる補償金A、Bを適用する。

(2) 補償金A

管理2、3、4の決定を受けた場合、または中皮腫・肺がん罹患して労災認定を受けた場合には次の通り補償金Aを支払う。

じん肺管理区分等	合併症なし	合併症あり
管理2	500万円	1400万円
管理3イ	900万円	1800万円
管理3ロ	1200万円	2000万円
管理4の決定を受けた場合、または中皮腫・肺がん罹患して労災認定された場合	—	2200万円

(3) 補償金B

死亡した場合には、次の通り遺族へ補償金Bを支払う。

死亡時点	補償金
在職中	3300万円
定年退職後(定年扱い退職を含む)で死亡時点の年齢が満67歳未満	3300万円
定年退職後(定年扱い退職を含む)で死亡時点の年齢が満67歳以上	2800万円

(4) 差額支給

監督官庁の決定を受けた管理区分または労災認定により相当する補償金Aを受け取った後に、管理区分が進行し新たに管理区分の決定を受けた場合、または粉じん作業もしくはアスベスト関連作業に従事したことを原因として死亡したことが監督官庁から認められた場合には、会社は当該補償金AまたはBから既に支払った補償金Aを差し引いた金額を支払う。

5. 残存アスベストへの対応

会社は、現在残っている設備の中や建屋などで使われているアスベストが、飛散し、またはそれにより従業員が曝露することのないように、今後、計画的な撤去等の対応に努め、組合はそれに積極的に協力する。

以上